

第4章

緑と水の配置方針



1. 広域的な緑と水の配置

(1) 緑と水に関する本市の広域的な位置づけ

- 本市は、東京都のほぼ中央部、武蔵野台地上に位置しています。
- 「みどりの新戦略ガイドライン※（平成 18 年 1 月・東京都策定）」では、「核都市広域連携ゾーン」に含まれており、平成 25 年のみどり率※の目標は現状確保（64%）となっています。
- 「核都市広域連携ゾーン」のみどりづくりの方針として、みどりのネットワークに寄与する「環境軸」形成の促進や、武蔵野の水とみどりを活用したうるおいのあるまちづくり、里山など丘陵地の緑の保全・回復・活用があげられています。
- 平成 19 年度土地利用現況調査によると、本市は、市域に占める農地の割合が高く、清瀬市、瑞穂町、東久留米市、武蔵村山市について5番目に農地の割合が高い市となっています。

図 4-1 東京のみどりの拠点と軸 概念図



(2) 本市の緑・水と周辺市との関係

- 立川段丘と武蔵野段丘を分ける国分寺崖線は、本市の北西部から南東部を貫き、小金井市や調布市、世田谷区などを経て大田区まで続いています。国分寺崖線には、斜面林や湧水などの豊かな自然が残っており、樹林地の保全・回復に向けた取り組みが図られています。
- 湧水を源流とする野川は、国分寺崖線に沿って流れており、世田谷区玉川で多摩川に流れ込んでいます。東京都では、野川流域の河川整備を進めており、下流部から小金井市までは親水空間として整備されています。
- 市北部を東西方向に横断する五日市街道沿いには、屋敷林※のケヤキの大木が残っています。

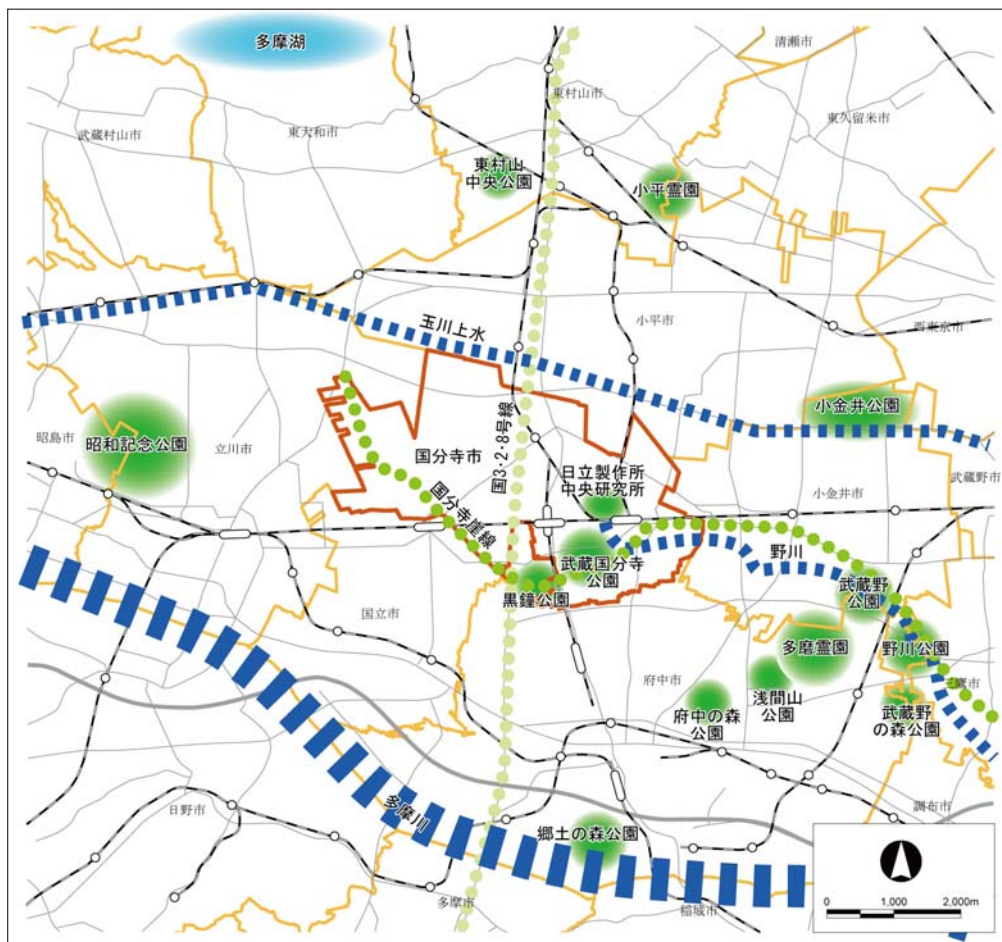
※印は用語集を参照してください。

- 市中央部には、南北方向に国 3・2・8 号線が計画幅員 36～43mで計画されています。この道路は、東京都の南北方向の重要な路線と位置づけられており、環境施設帯※の設置が計画されています。
- 本市の中央部には、都立武蔵国分寺公園が整備されており、総合公園として市内外から多くの人々が来園しています。
- 農地の占める割合が高い本市は、野菜畑や果樹園、植木畑が多く残っており、市内での消費のほかに、立地特性を活かして都心部にも農産物を供給しています。

(3) 周辺市の主な緑と水の資源

- 本市の周辺には、立川市内の昭和記念公園や小金井市内の小金井公園を始めとして、規模の大きな公園・緑地（国営公園，都立公園，その他総合公園）が多く立地しています。
- 水辺環境としては、本市の南側に位置する府中市内を多摩川が流れています。また、本市の北側には玉川上水が流れており、両岸には桜などの樹木が植えられ、緑の帯を形成しています。さらに北に行くと、人造湖である多摩湖（村山貯水池）が東大和市の北部に位置しています。

図 4-2 広域的な緑と水の配置状況



※印は用語集を参照してください。

2. 緑と水の配置方針

ここでは、緑と水の将来像の実現に向けた基本方針を踏まえ、緑と水が有する主な4つの機能「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の配置方針を示します。

(1) 環境保全機能を担う緑と水辺の配置方針

緑や水辺は、都市の環境負荷を軽減し、快適で健康的な都市空間を創出し、生物の多様性を保全しています。これらの緑や水辺がもつ環境保全機能に着目し、以下の視点から、緑と水辺を配置します。

【配置の視点】

- ①都市の環境負荷を軽減する緑と水辺であること
- ②多様な生物が生息する緑と水辺であること
- ③快適な市街地環境を提供する緑と水辺であること
- ④地下水・湧水の流量・水質の安定確保に寄与する緑であること

<樹林地>

- 国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地などの樹林地、公園内の樹林地、日立製作所中央研究所などの大規模施設内の樹林地、屋敷林[※]・社寺林[※]、保存樹林地[※]など、樹林地には多種多様な生物が生息し、地球温暖化の抑制や微気象[※]の調節、環境循環に寄与する緑として、保全・回復します。
(①環境負荷の軽減、②生物多様性の確保)
- 社寺林や屋敷林、保存樹林地など、市街地周辺の点在する樹林地は、うるおいと安らぎが感じられる市街地の形成に寄与する身近な緑として、保全・回復します。
(③快適な市街地環境の提供)
- 国分寺崖線周辺や湧水の水源涵養[※]域にある樹林地は、水源涵養林として湧水の流量や水質の安定確保に寄与しており、今後も保全・回復します。
(④地下水・湧水の流量・水質の安定確保)

<農地>

- まとまりのある農地は、農産物の生産の場としてだけでなく、微気象を調節し、雨水を地下に浸透させるなど、都市環境を保全する役割も担っている緑として、保全します。
(①環境負荷の軽減、④地下水・湧水の流量・水質の安定確保)



<水 辺>

- 野川や砂川用水，恋ヶ窪用水，元町用水（清水川）の水辺は，市街地に冷たく新鮮な空気を供給することで微気象[※]を調節する機能を有していることから，整備・保全します。
(①環境負荷の軽減，③快適な市街地環境の提供)
- 野川は，生物が生息しやすい環境となるように，河川改修を東京都に要望するとともに，市としても実現に向けた取り組みを進めます。
(②生物多様性の確保，③快適な市街地環境の提供)
- 真姿の池や姿見の池，窪東公園生息池などの水辺は，多種多様な水辺の生物が生息，生育できる空間として整備，保全します。
(②生物多様性の確保，③快適な市街地環境の提供)

<道 路>

- 国3・2・8号線は，幅員10mの環境施設帯[※]が道路両側に設置される計画となっており，環境施設帯の整備により道路沿道の環境負荷を軽減させるほか，風の道にもなることから，整備に際して，計画に即した十分な緑化を事業者である東京都に要望するとともに，市としても実現に向けた取り組みを進めます。
(①環境負荷の軽減，③快適な市街地環境の提供)
- その他の都市計画道路についても，街路樹の植栽などの緑化を進めます。
(①環境負荷の軽減，③快適な市街地環境の提供)

<公共施設>

- 市役所や小中学校などの地域の拠点的な公共施設は，屋上緑化[※]や壁面緑化などにより敷地内の緑を増やすことで，ビオトープ[※]の形成，まとまりのある緑の空間を創出します。
(②生物多様性の確保，③快適な市街地環境の提供)
- 公園や道路などの公共空地は，生態系に配慮した緑豊かな空間とすることで，快適な市街地環境を創出します。
(②生物多様性の確保，③快適な市街地環境の提供)

<市街地>

- 緑の少ない市街地では，屋上緑化や生垣設置など，敷地内の緑化を促進することで，緑あふれる快適な市街地環境を形成するとともに，ヒートアイランド現象[※]を緩和します。
(①環境負荷の軽減)

<緑と水のネットワーク>

- 保存樹林地[※]や社寺林[※]など市内に点在する自然豊かな緑は，国分寺崖線の樹林地や緑化された道路，緑道，屋敷林[※]の連なり，野川，面的に広がる農地などにより連続性をもたせることで，生物の生息空間を広げます。
(②生物多様性の確保)

図 4-3 環境保全の役割を担う主な緑と水辺の配置方針図



凡 例					
	主な樹林地		国分寺崖線		鉄道
	緑の多い公園		屋敷林の連なり		主要な道路
	保存樹林地		河川・用水（通水区間） 〃（未通水区間）		水系
	社寺林		道路環境施設帯 （計画区間を含む）		公共施設 （市役所，小中高等学校）
	農地		緑豊かな道路 （計画路線を含む）		行政界



(2) レクリエーション機能を担う緑と水辺の配置方針

本市は、都立武蔵国分寺公園など地域の特性を活かしつつ様々なニーズに対応した公園や、日常的な市民のレクリエーションの場となっている身近な公園、さらには国分寺崖線や樹林地、元町用水（清水川）や姿見の池など、自然とふれあえる貴重なレクリエーション空間が多くあります。これらの緑や水辺がもつレクリエーション機能に着目し、以下の視点から、緑と水辺を配置します。

【配置の視点】

- ①多様なレクリエーション需要に対応できる緑であること
- ②身近にあり、日常的なレクリエーションの場となる緑であること
- ③自然とふれあえる緑であること
- ④レクリエーション機能をつなぐ緑であること

<樹林地>

- 恋ヶ窪緑地，西恋ヶ窪緑地，黒鐘公園周辺の樹林地，姿見の池周辺，日吉町開放樹林地，平兵衛樹林地は，緑豊かな自然とふれあえる空間として位置づけ，保全・回復を図りながら維持・管理を実施します。（③自然とふれあえる緑）

<農地>

- 農地は，市民が気軽に土とふれあえる場として位置づけ，土地所有者の意向を踏まえつつ，農業を体験できる場として活用します。また，農業公園の配置を検討します。（③自然とふれあえる緑）

<水 辺>

- 水とふれあえる空間として，野川や砂川用水，元町用水（清水川），恋ヶ窪用水，及び湧水地周辺を位置づけ，親水空間としての整備・活用を図ります。特に真姿の池及びお鷹の道は，本市を代表する親水空間として，保全・活用します。（③自然とふれあえる緑）
- 都立武蔵国分寺公園，都立殿ヶ谷戸庭園，窪東公園，けやき公園，姿見の池周辺は，親水空間を有する公園・緑地として位置づけ，活用します。（③自然とふれあえる緑）

<公園>

- 都立武蔵国分寺公園（総合公園）は、広域的なレクリエーション拠点と位置づけ、機能拡充や利便性の向上を東京都に要望します。

（①多様なレクリエーション需要に対応できる緑）

- 窪東公園やけやき公園などの近隣公園は、身近な地域だけでなく近隣地域の需要にも対応するレクリエーション拠点と位置づけ、整備、機能拡充を図ります。

（①多様なレクリエーション需要に対応できる緑）

- 市中央部から西部にかけて近隣公園の空白地域を中心に、新たな公園の配置を検討します。整備に際しては、多様化するレクリエーション需要に対応できるよう、計画段階から市民ニーズを取り入れます。

（①多様なレクリエーション需要に対応できる緑）

- 都市計画決定※後、長期未着手となっている公園については、計画区域が社寺などと重なっているために、位置づけの見直しを検討します。

（③自然とふれあえる緑）

- 街区公園などの市民の日常的なレクリエーションの場となっている公園については、不足する地域を中心に新たな公園の配置を検討するとともに、地域の意向を取り入れながら、既存の公園の機能拡充や利便性の向上を図ります。

（②日常的なレクリエーションの場となる緑）

<公共施設>

- 現在、定期的に市民に開放している小学校の校庭は、今後も地域のレクリエーションの場として活用します。

（②日常的なレクリエーションの場となる緑）

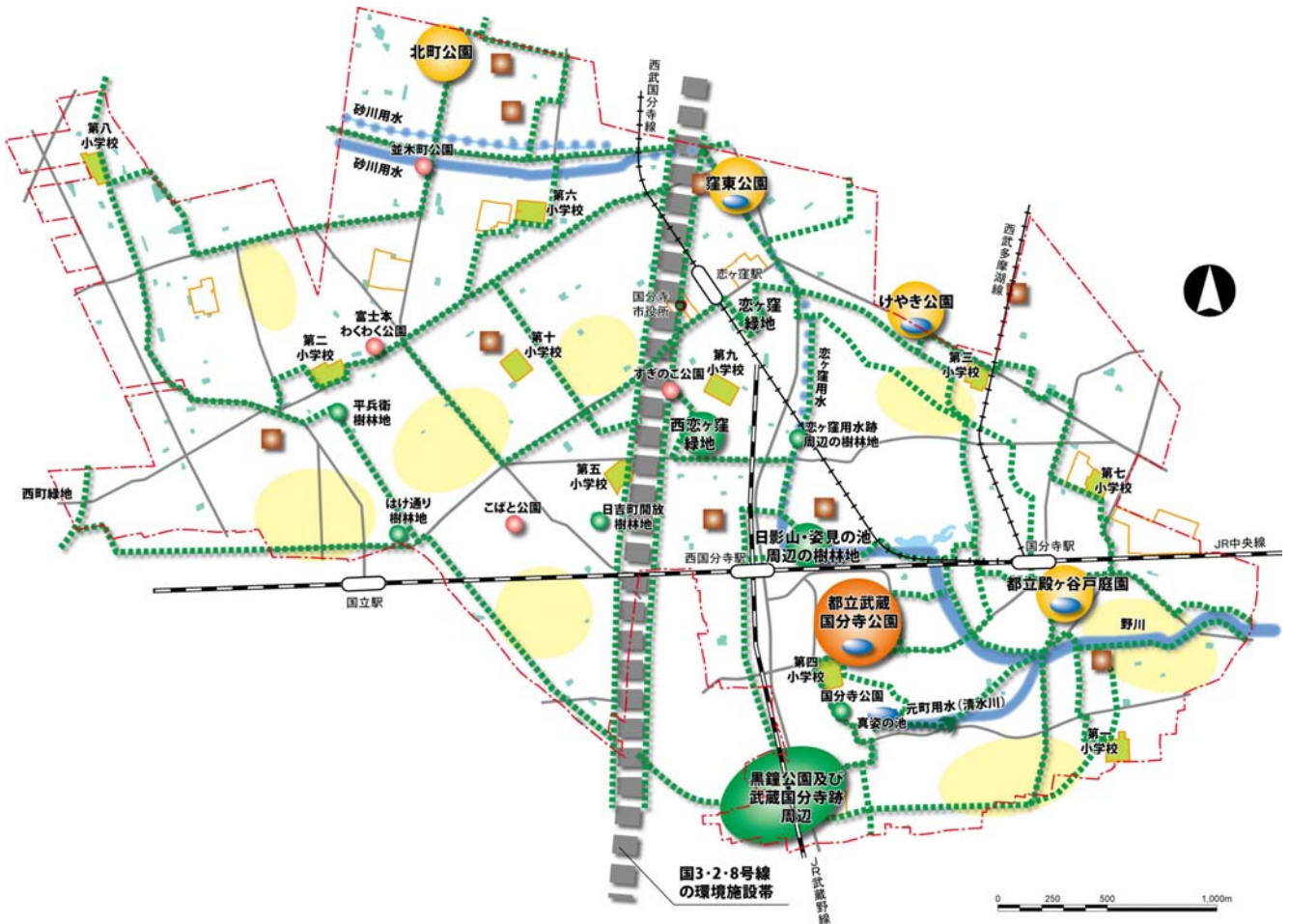
<緑と水のネットワーク>

- 市内のレクリエーション施設について、「こくぶんじ恋のみち」や「歴史と文化の散歩道」「雑木林のみち」などの散策路や緑化された道路など、新たに配置を検討する散策路で連絡することにより、レクリエーション機能の連続性を高めます。

（④レクリエーション・ネットワーク）



図 4-4 レクリエーション機能を担う主な緑と水辺の配置方針図



凡 例		
<p><公園・緑地等></p> <ul style="list-style-type: none"> 総合公園 近隣公園 街区公園 新たな身近な公園の配置を検討する区域 主な樹林地 その他の公園 親水空間のある公園・緑地 	<p><散策路></p> <ul style="list-style-type: none"> お鷹の道 散策路 市民農園・農業大学 小学校 河川・用水（通水区間） "（未通水区間） 道路環境施設帯（計画区間を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道 主要な道路 水系 公共施設（市役所，中等学校） 行政区

(3) 防災機能を担う緑と水辺の配置方針

緑や水辺は、自然災害の発生抑制や、災害時の避難活動の場、災害時の被害の拡大抑制など、防災・減災の機能があります。これらの緑や水辺がもつ防災機能に着目し、以下の視点から、緑と水辺を配置します。

【配置の視点】

- ①災害を緩和，発生抑制する緑であること
- ②災害時の避難，救護，復旧活動の安全性を高める緑であること
- ③災害時の被害拡大を抑制する緑であること

<樹林地>

- 国分寺崖線の斜面林は、斜面を保護・安定化させる機能を持っていることから、土砂災害の発生抑制につながる重要な役割を担う緑と位置づけ、保全・回復します。
(①土砂災害の発生抑制)
- 樹林地や農地などは、雨水の貯留機能を有しており、下水道への雨水流出量を抑えることで、間接的に水害防止に寄与していることから、治水上の重要な緑と位置づけ、保全します。
(①水害の発生抑制)

<農地>

- 農地は、農作物や植木の生産の場としての機能のほか、一時的な避難地としての機能、また、延焼を防止する空間としての機能を有しており、地主の協力を得ながら保全します。
(①被害の拡大抑制，②避難活動の安全確保)

<水辺>

- 野川は、治水上の重要な水辺と位置づけ、瞬間的な集中豪雨にも耐えうる流下能力の確保を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。
(①水害の発生抑制)

**<公園>**

- 本市は、広域避難場所として都立武蔵国分寺公園やけやき公園などを位置づけています。今後は、これらの避難場所に防災備蓄倉庫や災害用トイレ、防火水槽を設置するなど、避難・救護活動の場としての機能の拡充を図るほか、外周部に防火樹林帯を設け、防火性・耐火性の高い樹木を植栽するなど、安全性の向上を図ります。
(②避難、救護活動の安全確保)
- 避難場所としての位置づけがない身近な公園についても、災害発生直後の一時的な避難場所となることから、身近な公園が不足する地域を中心に新たな公園の配置を検討するとともに、既設公園の安全性の向上を図ります。
(②避難活動の安全確保)

<道路>

- 避難場所まで市民を安全に導く避難路を市内各所に配置し、沿道宅地における生垣化や防火性・耐火性の高い樹木の植栽を促進することで、避難時の安全性を確保します。
(②避難活動の安全確保)
- 緊急輸送路に指定されている幹線道路は、適正な幅員確保や道路緑化により道路閉塞を防止し、緊急輸送路としての機能を確保します。
(②避難、復旧活動の安全確保)
- 広幅員の幹線道路は、延焼遮断帯として適正な幅員確保や防火性・耐火性の高い樹木による植栽を図り、延焼遮断機能を高めます。
(③被害の拡大抑制)

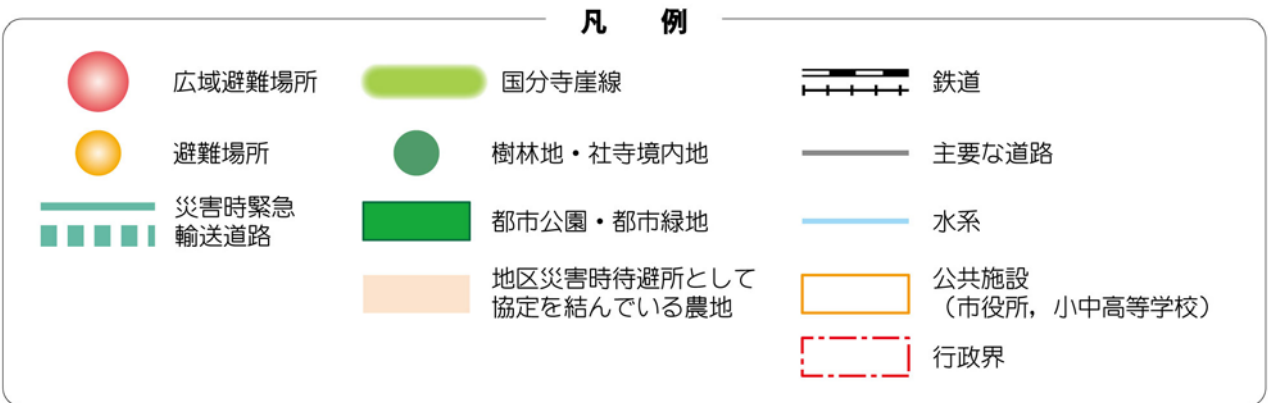
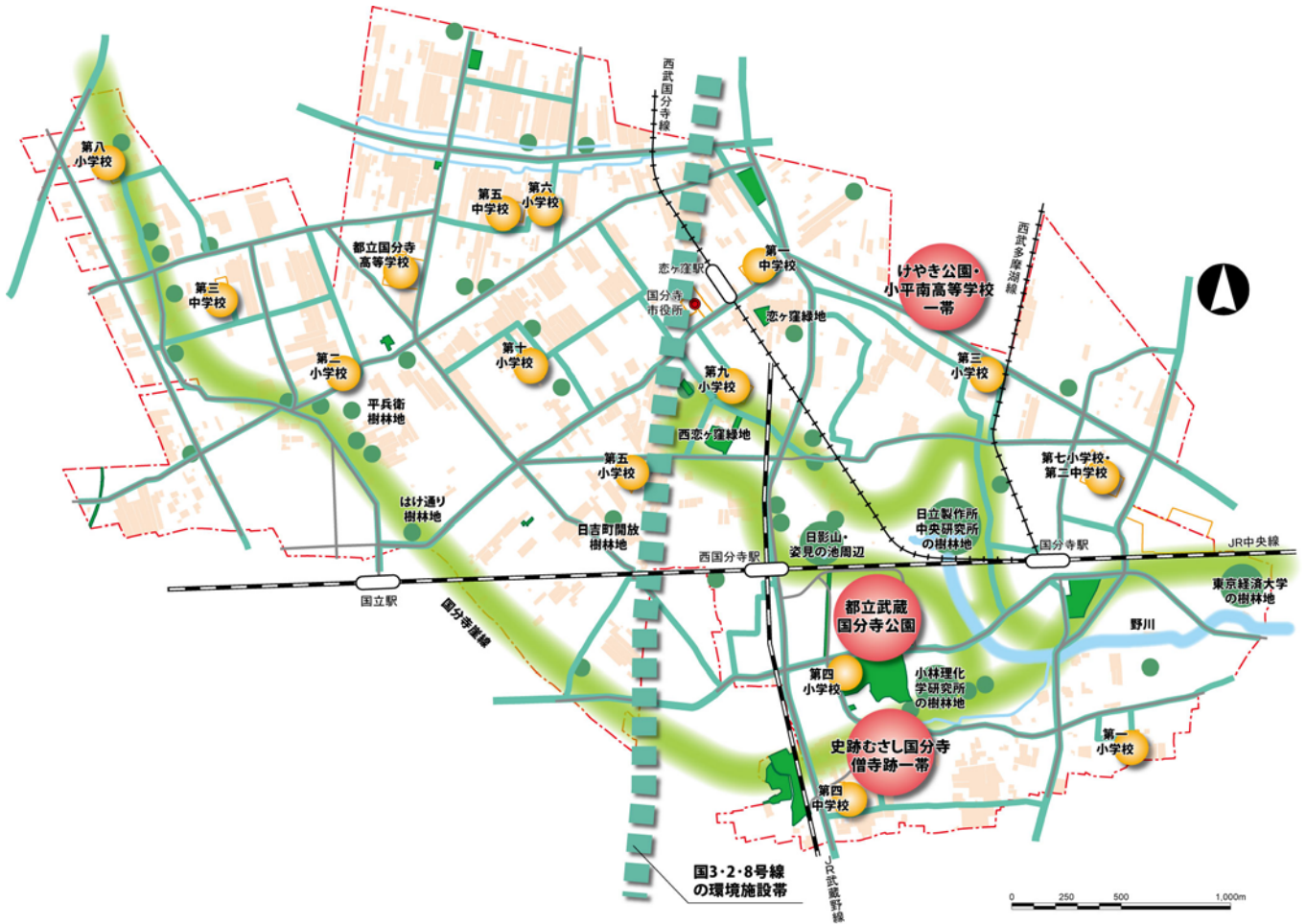
<公共施設>

- 公園や学校、市役所等の公共施設、社寺境内地などは、延焼遮断帯となるように、周辺部の緑化などにより機能拡充を図ります。
(③被害の拡大抑制)

<市街地>

- 市街地においては、敷地内の緑化により保水機能を高め、雨水流出を抑制し、水害の発生抑制を図ります。
(①水害の発生抑制)

図 4-5 防災機能を担う主な緑と水辺の配置方針図





(4) 景観機能を担う緑と水辺の配置方針

国分寺崖線の樹林地や市街地周辺に広がる農地、屋敷林[※]・社寺林[※]などの緑は、本市の自然的景観を構成する要素となっています。また、史跡武蔵国分寺跡、お鷹の道、伝鎌倉街道や東山道武蔵路などは、歴史的景観を構成する要素となっています。さらに、社寺境内などには、地域住民に親しまれている名木や巨木があり、これらが武蔵野の原風景を偲ばせる国分寺らしい景観、シンボリックな景観を構成しています。これを踏まえ、以下の視点により、緑と水辺を配置します。

【配置の視点】

- ①国分寺らしい景観を構成する緑であること
- ②市街地景観を向上させる緑であること
- ③地域のシンボルとなる緑であること

<樹林地>

- 国分寺崖線周辺や日立製作所中央研究所内の樹林地は、本市の特徴的な自然的景観を構成する緑と位置づけ、保全します。(①特徴的な景観)
- 五日市街道や戸倉通りなどの屋敷林の連なりや、市内に点在する社寺林、武蔵国分寺跡や伝鎌倉街道と一体となった緑は、歴史を感じさせる本市の特徴的な景観と位置づけ、保全します。(①特徴的な景観)
- 社寺境内の名木や巨木、その他の保存樹木[※]・保存樹林地に指定されている樹木・樹林は、地域のシンボルとなる緑として位置づけ、保全します。(③地域シンボルとなる緑)

<農地>

- 市の南東部や北西部に広がる農地は、屋敷林や社寺林と一体となり武蔵野の原風景を偲ばせる緑となっていることから、国分寺らしい景観を構成する緑として位置づけ、保全します。(①特徴的な景観)

<水辺>

- 真姿の池及びお鷹の道、姿見の池、その他湧水地、野川、元町用水（清水川）、恋ヶ窪用水、砂川用水は、周辺の樹林地とあわせて良好な水辺景観と位置づけ、整備・保全します。(①特徴的な景観)

<公園>

- 都立武蔵国分寺公園や都立殿ヶ谷戸庭園などの都市公園※は、本市のランドマーク※となる緑と位置づけ、関係機関と連携して維持・管理します。

(①特徴的な景観)

<道路>

- 都市計画道路などの幹線道路は、帯状に連なる緑の景観軸として位置づけ、沿道部とあわせて緑化を進めます。特に国3・2・8号線は、主要な景観軸と位置づけ、緑豊かな道路景観を創出します。

(②市街地景観の向上)

<公共施設>

- 市役所、学校などの公共施設は、地域のランドマークとなる施設であることから、緑豊かなまちづくりを先導すべき施設と位置づけ、さらなる緑化を進めます。

(②市街地景観の向上)

<市街地>

- 住宅地では、民有地内の緑化や生垣緑化を促進し、緑豊かな住宅地を形成します。
- 国分寺駅や西国分寺駅周辺の商業地は、接道部分など人通りの多い場所に花や樹木を配置し、うるおいのある商業地を形成します。

(②市街地景観の向上)

(②市街地景観の向上)



図 4-6 景観機能を担う主な緑と水辺の配置方針図



凡 例

<p><国分寺らしい景観を構成する緑></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然的景観地（国分寺崖線） 自然的景観地（主な樹林地） 歴史的景観地（屋敷林の連なり） 歴史的景観地（社寺林） 武蔵野の原風景を偲ばせる農地のまとまり 水辺景観地（主な池） 河川・用水（通水区間） " "（未通水区間） ランドマークとなる緑（都市公園） 	<p><市街地景観を向上させる緑></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな道路（都市計画道路） ※計画路線を含む 緑化する公共施設（市役所，小中高等学校） うるおいある商業地 <p><地域のシンボルとなる緑></p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹林地 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道 主要な道路 行政界
---	---	---

3. 緑と水の総合的な配置方針

市内の貴重な緑や水辺については、広域的な緑と水の配置状況や4機能別の配置方針を踏まえるとともに、エコミュージアム[※]としての活用を考慮し、市内に適切に配置することで、緑と水の将来像の実現を目指します。

(1) 拠点的な緑の配置方針

市内の緑のうち、特に重要な役割を担う緑を「拠点的な緑」と位置づけます。

① 都立武蔵国分寺公園

都立武蔵国分寺公園は、広場や多くの樹木、池などが園内にあり、環境保全機能や広域的なレクリエーション機能、防災機能など様々な機能を有し、本市を代表する公園であることから、関係機関と連携して適切に維持・管理します。

② 黒鐘公園及び武蔵国分寺跡周辺

黒鐘公園及び武蔵国分寺跡周辺は、国分寺崖線の自然度の高い樹林地と武蔵国分寺跡の歴史的資源が一体的に広がっており、本市の歴史と自然を感じることができる貴重な空間であることから、保全・活用します。

③ 日立製作所中央研究所内の樹林地

日立製作所中央研究所内の樹林地は、規模が大きく自然度の高い樹林地であり、また、野川の水源として環境保全機能や景観機能で大きな役割を担っている空間であることから、今後も事業者等と協力のもと、適切な維持・管理により保全します。

(2) 骨格的な緑の配置方針

帯状に連続する緑や市内唯一の一級河川である野川は、都市環境や景観形成に大きく寄与する緑として「骨格的な緑」と位置づけます。

① 国分寺崖線（緑の骨格軸）

立川市の砂川九番周辺から始まる国分寺崖線は、市域では西町辺りから始まり、東元町を経て、隣接する小金井市や調布市などを経て大田区まで続く、東京都を代表する崖線であり、斜面林や湧水など豊かな自然が残っています。このことから、本市の緑の骨格軸と位置づけ、適切な維持・管理により保全・回復を図ります。

[※]印は用語集を参照してください。



②国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（緑の骨格軸）

国3・2・8号線は、幅員10mの環境施設帯※が道路両側に設置される計画となっていることから、本市の南北方向の緑の骨格軸として、事業者である東京都に要望するとともに、市としても緑の骨格軸の形成を進めます。

③五日市街道の屋敷林※の連なり（緑の骨格軸）

五日市街道沿いは、屋敷林を持つ古い民家が多く、敷地内のケヤキの大木により、緑に包まれた道路空間を形成していることから、本市の東西方向の緑の骨格軸と位置づけ、保全・回復を図ります。

④野川（水の骨格軸）

市内を流れる唯一の一級河川である野川は、水の骨格軸と位置づけ、治水機能の向上や生物多様性※の確保、親水空間化に向けた整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。

（3）面的な緑の配置方針

市街地内に残る農地は、都市環境や防災、景観形成に寄与する緑として「面的な緑」と位置づけます。

①農地

市の中央から北部、及び南部に面的に広がる農地は、農業生産の場としてだけでなく、微気象※の調節機能、雨水浸透機能、自然とのふれあいの場としての機能、防災機能なども有していることから、これらの様々な機能が十分に発揮するように今後も保全します。

（4）重要な緑の配置方針

規模の大きな公園やまとまった樹林地、水辺は、「重要な緑」と位置づけます。

①公園（都立殿ヶ谷戸庭園、窪東公園、けやき公園、北町公園）

近隣公園は、様々なレクリエーション活動の場、防災拠点などの役割を担っていることから、関係機関と連携して引き続き整備と適切な維持・管理をします。

②緑地（恋ヶ窪緑地、西恋ヶ窪緑地、姿見の池周辺の樹林地、日吉町開放樹林地、平兵衛樹林地）

まとまった樹林地は、環境保全面やレクリエーション面、景観面で重要な緑であることから、今後も適切な維持・管理により保全します。

※印は用語集を参照してください。

③大規模施設内の樹林地（東京経済大学，財団法人小林理化学研究所）

東京経済大学及び財団法人小林理化学研究所には，国分寺崖線の樹林地が一団で残る貴重な空間であることから，今後も所有者の協力のもと，適切な維持・管理により保全します。

④水辺（真姿の池及びお鷹の道，姿見の池）

名水百選に選ばれている真姿の池及びお鷹の道は，本市の重要な親水空間として保全します。

また，姿見の池については，周辺の樹林地も含め，親水空間として保全します。

（5）身近な緑の配置方針

身近な緑として，街区公園やその他の小規模な公園，屋敷林※などを位置づけます。

①都市公園※（街区公園）

徒歩圏域にある身近な公園は，日常的なレクリエーション活動の場となっているほか，災害時の一時的な避難場所としての利用も考えられることから，公園の少ない地域を中心に新たな配置を検討します。

また，既設の公園については，適切な維持・管理計画のもと，機能拡充，利便性の向上を図ります。

②その他条例等による公園

その他条例等による公園については，都市公園を補完する身近な公園・緑地として位置づけ，日常的なレクリエーション活動の場として活用します。

③身近な樹林地（屋敷林，社寺林※，保存樹林地※）

市内に残存する保存樹林地や，屋敷林，社寺林は，うるおいある市街地環境の形成に寄与する緑であり，歴史を感じさせる緑でもあることから，今後も所有者の協力のもと，適切な維持・管理により保全します。

（6）市街地における緑の配置方針

住宅地や商業地，公共施設における緑の配置方針を位置づけます。

①住宅地

低層住宅地では，生垣化や庭木の植栽を促進し，また，集合住宅では，敷地の接道部分の重点的な緑化により，緑豊かなうるおいある住宅地を形成していきます。



②商業地

国分寺駅周辺や西国分寺駅南口周辺の商業地は、道路内の緑化や、敷地の接道部分の重点的な緑化、屋上緑化※などを促進し、緑あふれる商業地を形成していきます。

③公共施設

公共施設は、屋上緑化※や敷地の芝生化などにより敷地内の緑化率を高め、施設周辺の市街地環境を快適なものにします。

(7) 緑と水のネットワーク

緑と水をネットワークする緑として、緑化された道路や用水路などを位置づけます。

①都市計画道路などの緑化された幹線道路

都市計画道路などの幹線道路は、植樹帯を設置し、緑化された道路によるネットワークを形成し、都市環境及び市街地景観を向上します。

②用水路（砂川用水，恋ヶ窪用水，元町用水（清水川））

砂川用水，恋ヶ窪用水，元町用水（清水川）は、復元などにより環境保全機能を高めていくほか、親水空間として活用します。

③散策路（こくぶんじ恋のみち）

市内の自然的・歴史的な資源を結ぶ「こくぶんじ恋のみち」や「歴史と文化の散歩道」「雑木林のみち」などは、散策しやすい環境整備をします。

図 4-7 緑と水の総合的な配置方針図

